

滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、自己評価、第三者評価および利用者評価が互いに連携し補完し合う「滋賀県健康福祉サービス評価システム」(以下、「健康福祉サービス評価システム」という)を推進し、福祉サービスの質の向上を図るとともに、サービス評価に関する情報を提供し、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第2 健康福祉サービス評価システムの運営等

県は、健康福祉サービス評価システムの推進組織として、自己評価、第三者評価および利用者評価を含むシステム全体の総合的な運営、調整を行う。

第3 自己評価の推進

県は、自己評価の推進を図るため、次の業務を行う。

- (1) 自己評価基準および自己評価の実施手法に関すること
- (2) 自己評価に関する情報公開および普及啓発に関すること
- (3) その他自己評価の推進に関すること

第4 第三者評価の推進

県は、第三者評価の推進を図るため、次の業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準および第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者養成研修および評価調査者継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開および普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

第5 委員会の設置

- 1 県は、第2、第3および第4(ただし、(1)および(6)を除く)に掲げる業務を行うに当たり「滋賀県健康福祉サービス評価システム推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)を置く。
- 2 県は、第4(1)、(6)および(7)に掲げる業務を行うに当たり、「滋賀県第三者評価機関認証委員会」(以下、「認証委員会」という。)を置く。
- 3 推進委員会および認証委員会に関する事項は別に定める。

第6 事務局

第2に掲げる推進組織の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

第7 その他

この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は平成17年12月22日から施行する。